

令和7年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

警察本部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締 結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
警察本部	物品購入	車両用燃料(県内給油 10月分)(単価契約)	令和7年10月1日 ~ 令和7年10月31日	滋賀県石油協同組合	21,482,687	警察業務の特殊性から平日、休日の別なく県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすのは県内大部分の給油所が加入する当組合のみであるため。	2	3イ
警察本部	物品購入	車両用燃料(県内給油 11月分)(単価契約)	令和7年11月1日 ~ 令和7年11月30日	滋賀県石油協同組合	12,819,657	警察業務の特殊性から平日、休日の別なく県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすのは県内大部分の給油所が加入する当組合のみであるため。	2	3イ
警察本部	物品購入	車両用燃料(県内給油 12月分)(単価契約)	令和7年12月1日 ~ 令和7年12月31日	滋賀県石油協同組合	12,338,879	警察業務の特殊性から平日、休日の別なく県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすのは県内大部分の給油所が加入する当組合のみであるため。	2	3イ